

ら、「標準的な保険料(税)の算定方式に基づく市町村ごとの標準保険料率」と「各市町村の算定方式を基に算定した保険料率」とを示すこととします。

また、市町村標準保険料率では、各市町村の所得水準に応じた構成割合（応能割：応益割）となり、市町村間で保険料(税)が同程度に近づくことから、市町村はその構成割合、賦課方式(三方式)を参考に、所得や被保険者数、世帯状況など、それぞれの状況に応じた保険料率を定めることとします。

1 標準的な保険料(税)の算定方式

かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保の被保険者の中心でしたが、現在は就業構造が変化し、無職者や低所得者が多いこと、また、応能負担である資産割に用いる固定資産は居住用資産も対象としていることから、資産割を除いた三方式とします。

2 標準的な収納率

標準的な収納率は、市町村における収納率目標とは異なり、道が市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる数値です。

仮に実態よりも大幅に高い収納率で市町村標準保険料率を算定した場合には、その市町村標準保険料率を参考にした市町村は、本来必要な保険料(税)収入を確保することができなくなるおそれがあります。

このため、標準的な収納率の設定については、道内市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準とし、低い収納率になりすぎないようにしながら、市町村ごとに設定することとします。

具体的には、過去3か年の収納率の平均値を標準的な収納率とします。また、3か年平均の実績で99%を超えている市町村については、99%で固定することを原則とし、必要に応じて個別に協議を行うこととします。

3 健康づくりの費用

健康づくりの費用（保健事業費）については各市町村で取組状況が異なるため、当面の間、納付金には含めませんが、市町村標準保険料率の算定上は、納付金に加算して算定することとします。

今後、統一保険料率に向け、納付金算定総額への算入について検討していきます。

4 市町村標準保険料率

- (1) 市町村標準保険料率の算定に必要な保険料(税)収納必要額を道が定める標準的な収納率で割り戻した後に、当該市町村の被保険者数や所得金額、算定方式等に基づき、標準保険料率(三方式)を算定し、市町村に示します。
- (2) 市町村が四方式を用いている場合は、それによる標準保険料率も算定し、市町村に示します。
- (3) 市町村は、市町村標準保険料率等を参考に、市町村における所得や世帯状況など、それぞれの状況に応じた保険料率を定めます。

第6節 納付金算定における葬祭費及び出産育児一時金の取扱い

第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

葬祭費の支給額については、どこの市町村に住んでいても同額の給付が受けられるよう、支給金額を3万円に統一し、保険給付費等交付金の対象とし、納付金算定総額に含めて納付金算定を行います。

出産育児一時金については、現在、産科医療補償制度加入施設での出産の場合は、支給額が統一されており、葬祭費と同様に、保険給付費等交付金の対象とし、納付金算定総額に含めて納付金算定を行います。

第7節 納付金及び標準保険料率算定の全体像

1 医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の算定

納付金の算定を行うに当たって、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は考慮する要素が異なるため、それぞれ個別に納付金総額と市町村ごとの納付金額を算定することとし、最終的に合算します。

同様に、標準保険料率についても、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分をそれぞれ個別に算出します。

納付金・激変緩和措置・標準保険料率の算定に係る全体像

① 納付金算定の設定項目

区分	国ガイドライン	北海道		備考
		令和6年~	令和12年 (統一保険料)	
医療分	医療費指数反映係数 (α) [P28] 高額医療費共同負担 [P28]	0 ~ 1 実施できる。	0 (納付金ベースの統一) 実施する。	同左 —
	所得反映係数 (β ・北海道 β) [P27]	0 ~ 上限なし 全国平均と比較した各都道府県の所得水準に応じて設定するのが原則。	北海道 β	同左
	応能割と応益割との全道段階の比率 [P27]	北海道 β : 1 が基本	48 : 52	同左 β (北海道 β) に連動。
	所得水準の精緻化 [P28]	—	世帯単位で更なる調整を実施。	
後期高齢者支援金分 介護納付金分 [P30]	葬祭費・出産育児一時金 [P29]	任意	納付金に含めて算定。	
	個別に納付金額を算定し、合算。	同左 ※所得反映係数及び所得水準の精緻化については、医療分と同様の措置を講じる。		

統一保険料実現に向けた公費共通化対象項目	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 ・財政安定化支援事業 ・国特別調整交付金 (精神・結核のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業費 ・特定健康診査に要する費用 ・国特別調整交付金 ・努力支援制度交付金 (都道府県分) ・都道府県2号繰入金 ・保険者支援分 ・過年度保険料収納額 	
----------------------	----	---	---	--

第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

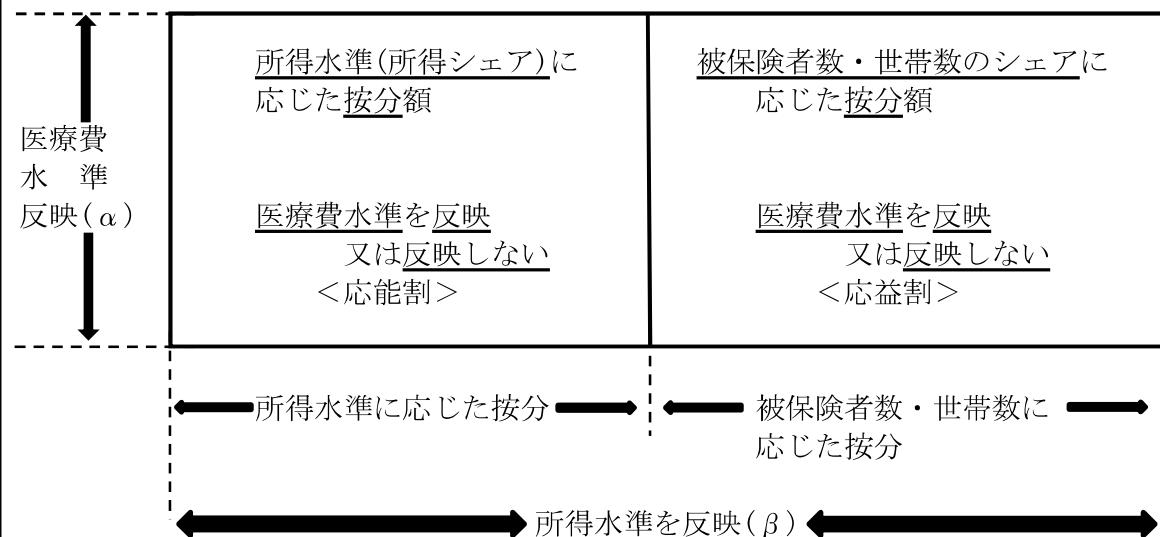
② 納付金算定の数式

市町村の納付金の額

$$\begin{aligned}
 &= (\text{北海道での必要総額}) \\
 &\times \{ \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \} \\
 &\times \{ \beta \cdot (\text{所得のシェア}) + 1 \cdot (\text{被保険者数・世帯数のシェア}) \} / (1 + \beta) \\
 &\times \gamma
 \end{aligned}$$

- ※ 国のガイドラインで示されている納付金算定式。
- ※ 今後の納付金算定の基本となるが、これと異なる算式とすることも検討対象。

【納付金算定のイメージ】



- 「シェア」とは、各市町村の算定項目（所得、被保険者数、世帯数）が全道に占める割合。
- 医療費水準をどの程度反映するかは、係数 α により調整。
- 所得シェアをどの程度反映して、応能割と応益割との割合をどのようにするかは、係数 β により調整。

③ 市町村標準保険料率[P28]の算定に必要な保険料収納必要額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{各市町村の収納必要額} &= \\
 \text{納付金} + \text{健康づくり等の費用[P29]} &- \text{保険者努力支援制度の交付金等}
 \end{aligned}$$

④ 市町村標準保険料率の算定

- ・標準的な収納率[P29]は、過去3か年平均を用いる。
- ・市町村の保険料総額 = 収納必要額 ÷ 標準的な収納率
- ・市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定。

【令和5年度】納付金(①～④)・保険料収納必要額(⑤)・標準保険料率(⑥)算定の主な流れ

① 全道で必要な納付金総額を算出。						
◆ 医療費などの見込みから国交付金などを除いて算出。						
○ 納付金総額 = 医療費等 - 国・道交付金 - 前期高齢者交付金等 (約1,484億円) (約4,703億円) (約1,597億円) (約1,622億円)						
② 所得水準の反映係数 β を設定し、応能割分と応益割分の道全体額を算出。						
◆ 「所得水準の反映度」と「[道全体での]応能割と応益割との比率」とを設定。 ※ 応能割：所得割のみ ※ 応益割：被保険者均等割+世帯別平等割 ◆ 応益割について、被保険者均等割と世帯別平等割との比率を設定。 ※ 被保険者均等割：世帯別平等割=60:40とする。						
○ 「所得水準の反映度」は所得の高い市町村への影響を考慮し、国基準である北海道 β (R5: 0.913) よりも低い $\beta=0.82$ で設定。※R6より北海道 β にて算定						
○ 上記により、道全体で、応能割：応益割=45:55となる。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">道全体額</td> <td style="padding: 5px;">・応能割分：約1,484億円×0.45=約668億円（ア）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">・応益割分：約1,484億円×0.55=約816億円（イ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px; vertical-align: bottom;">〔被保険者均等割分：約816億円×60/100=約490億円 世帯別平等割分：約816億円×40/100=約326億円〕</td> </tr> </table>	道全体額	・応能割分：約1,484億円×0.45=約668億円（ア）		・応益割分：約1,484億円×0.55=約816億円（イ）		〔被保険者均等割分：約816億円×60/100=約490億円 世帯別平等割分：約816億円×40/100=約326億円〕
道全体額	・応能割分：約1,484億円×0.45=約668億円（ア）					
	・応益割分：約1,484億円×0.55=約816億円（イ）					
	〔被保険者均等割分：約816億円×60/100=約490億円 世帯別平等割分：約816億円×40/100=約326億円〕					

③ ②の応能割分と応益割分に市町村ごとの各シェアを乗じて算出したものを合算して、各市町村の配分額を算定。
○ 当該市町村の応能割分 = (ア) ×当該市町村の所得が全道に占める割合 (所得シェア)
○ 当該市町村の応益割分 = (イ) ×当該市町村の被保険者数と世帯数が全道に占める割合 (被保険者・世帯シェア)
④ 医療費水準の反映係数 α を設定し、各市町村の医療費指数と③の各市町村の配分額とに乘じて納付金の額 (市町村ごとの納付金基礎額) を算定。
○ 医療費水準の反映係数 α は、0.5で設定。※R6より $\alpha=0$ にて算定 〔・保険財政共同安定化事業の拠金割合の多くが、被保険者割と医療費割との比率を50対50で設定している。 ・保険料水準の統一への道筋をつける。〕
○ 各市町村の医療費指数は、高額医療費(80万円超分)共同負担を反映して算出。
○ 各市町村の納付金額 = $\{ \alpha \times (\text{市町村ごとの医療費指数} - 1) + 1 \} \times ③$
※ 納付金の内訳である「医療分」と「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」のうち「医療分」にのみ医療費水準を反映する。
⑤ ④に市町村ごとの健康づくりなどの費用を加えたものから、保険者努力支援制度の交付金等を差し引いて、各市町村の「保険料収納必要額」を算定。
○ 各市町村の保険料収納必要額 = ④ + 健康づくり等の費用 - 保険者努力支援制度の交付金等
⑥ ⑤を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻して、当該市町村の「保険料総額」を算出した上で、それを基に市町村標準保険料率を算定。
○ 標準的な収納率は、過去3か年平均を用いる。
○ 市町村の保険料総額 = ⑤ ÷ 標準的な収納率
○ 市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定